平成２８年（フ）第１６２号
福岡市中央区港２丁目７番21―305号
債務者　竹中真一朗
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２５７号
福岡市城南区堤団地４番410号
債務者　舩越加奈子（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２６９号
福岡市西区周船寺２丁目15番11―202号
債務者　後小路幸彦
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３０３号
福岡県筑紫野市二日市北８丁目１番11号　すみれ荘12号
債務者　川端摩利子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３０４号
福岡県春日市弥生６丁目１番地　10―403号
債務者　柏木　惠美
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３０５号
福岡市博多区築港本町９番11―201号、前住所福岡市博多区春町１丁目４番７―301号
債務者　上辻　健一
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３１７号
福岡市東区筥松４丁目５番８号
債務者　旛山　千里
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３２３号
福岡市中央区桜坂１丁目３番28号
債務者　中野　幸子
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３２７号
福岡市博多区千代５丁目１番28号
債務者　犬束　　進
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３２９号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2960番地１　竹元ビル　403号
債務者　吉田　　隆
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３３８号
福岡市東区多の津５丁目26番17号
債務者　古賀　祐輔
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３４７号
福岡市早良区原団地70番201号
債務者　中村　政信
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３５３号
福岡県糟屋郡新宮町美咲２丁目20番１―113号
債務者　中ノ子ひとみ
1　決定年月日時　平成28年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３５９号
福岡市南区井尻１丁目13番２―603号
債務者　吉岡　篤則
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３７８号
福岡市博多区吉塚５丁目17番44―305号
債務者　森永慎太郎（旧姓福山）
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５０号
鹿児島県いちき串木野市大里6211番地１
債務者　枝元　泰生
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第５９号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯２丁目26番37―43号
債務者　田中　　舞
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第６１号
鹿児島県鹿児島市自由ヶ丘２丁目23番３号（ＭＡＭビルＢ305号）
債務者　名越　照子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係